

仙台市立学校（園）長 様
仙台市学校給食センター所長 様

仙台市教育委員会
健康教育課長

学校給食に関する問い合わせ等への対応について

日ごろ学校給食の運営につきまして、格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、今回の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、農畜産物等への放射能汚染を懸念する一部の保護者から、本課や各学校あてに、学校給食の安全性に関する不安の声が寄せられております。

現在、農畜産物をはじめ市場に流通している食品は、放射能測定において国が示す暫定基準に達しておらず、安全が確認されたものであり、本市としては、これらの食品を学校給食用の食材として使用することについては問題ないものと考えております。

つきましては、学校給食に不安をもつ保護者に対し、食品の安全性のほか、以下の点につきましても併せてご説明いただき、ご理解をいただけるよう特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 本市の学校給食について

(1) 食品の安全性について

- ・学校給食に使用する食品は、衛生的かつ安全に生産・流通されているものであること。
- ・食品を購入するにあたっては、常に品質の良い食品を取り扱い、衛生上十分に信用のおける業者を選定していること。
- ・仙台市食品規格書に基づき、新鮮なものを購入し、検収にあたっては、食品の安全性を確保するため、品質・品温・鮮度・賞味期限はもちろん、生産地（生産工場）・表示（日本農林規格・日本冷凍食品協会認定証等）・包装・異物混入の有無等についても十分確認していること。

(2) 給食の調理等について

- ・調理においては、処理時における複数回の洗浄など学校給食衛生管理基準の遵守により、安全な給食提供に努めていること。

2 学校給食に関する情報公開について

- ・物資の選定、調理や衛生管理など、本市の学校給食に関する情報をホームページ上で公開し、給食の安全性について周知していること。
- ・単独調理校・給食センターにおいて、保護者から問い合わせがあった際に、食材の産地についての情報提供が可能であること。

3 弁当等持参の要望への対応について

- ・給食は単なる食事ではなく、食育の重要な教材としての意義をもち、教育活動として実施されるものであり、かつ、本市として、安全な給食を提供していることから、給食の安全性に不安があるとの理由による弁当等（弁当や飲み物）の持参は原則として認めていないが、給食の趣旨や安全性について説明を尽くした場合においても、ご理解をいただかず、学校において対応に苦慮する場合には、現実的な対応として、弁当等の持参を拒むことはできないものとする。なお、その場合、当該児童生徒への配慮を十分に行うことが必要になること。
- ・ただし、学校給食の意義や、本市として安全な給食提供を行っているという点を踏まえると、保護者判断による弁当等持参に対し、当該期間の給食（牛乳を含む）の停止措置（給食費を徴収しない、あるいは返金する）を行うことはできないこと。弁当等持参にあたっては、この点についても説明の上、理解を得るよう努めること。

担当：健康教育課給食運営係 原，大垣

TEL：214-8868 Fax：268-2935